

鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和6年6月施行版)

令和6年6月

訪問型サービス(独自)サービスコード表	1
通所型サービス(独自)サービスコード表	2
介護予防ケアマネジメントサービスコード表	4

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176 単位	÷	30.4 日	39 単位	1,176	1月につき			
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			日割の場合	÷	30.4 日	39 単位	39	1日につき			
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2349 単位	日割の場合	÷	30.4 日	77 単位	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割				日割の場合	÷	30.4 日	77 単位	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3727 単位	日割の場合	÷	30.4 日	123 単位	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割				日割の場合	÷	30.4 日	123 単位	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位			287	287	1回につき			
A2	2511	訪問型独自サービス22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位		179	179	1回につき		
A2	2621	訪問型独自サービス23				(二)所要時間45分以上の場合	220 単位		220	220	1回につき		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス			(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位			163	163	1回につき		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算		-12	-12	1月につき			
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	÷	30.4 日	1 単位減算	-1	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12				(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	日割の場合	÷	30.4 日	1 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷			30.4 日	1 単位減算	-1	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	日割の場合	÷	30.4 日	1 単位減算	-37	1月につき		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合	÷	30.4 日	1 単位減算	-1	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算			-3	-3	1回につき		
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22				(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算		-2	-2	1回につき	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23					(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算		-2	-2	1回につき	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算			-2	-2	1回につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算					1月につき			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算					1月につき		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算					1月につき		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算					1月につき			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算					1日につき			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算					1回につき			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算					1月につき			
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算					1日につき			
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算					1回につき			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算					1月につき			
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算					1日につき			
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算					1回につき			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算			200	200	1月につき			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算			100	100	1月につき			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算			200	200	1月につき		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算			50	50	1回につき			
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算					1月につき			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算					1月につき		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算					1月につき		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算					1月につき		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の 221/1000 加算					1月につき	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2					(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の 208/1000 加算					1月につき
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3					(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の 200/1000 加算					1月につき
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 4					(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の 187/1000 加算					1月につき
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5					(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の 184/1000 加算					1月につき
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 6					(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の 163/1000 加算					1月につき
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 7					(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の 163/1000 加算					1月につき
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8					(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の 158/1000 加算					1月につき
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 9					(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の 142/1000 加算					1月につき
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 10					(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の 139/1000 加算					1月につき
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 11	(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の 121/1000 加算					1月につき				
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 12	(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の 118/1000 加算					1月につき				
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 13	(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の 100/1000 加算					1月につき				
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 14	(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の 76/1000 加算					1月につき				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算			63	63	1月につき			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算			42	42	1月につき		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算			24	24	1月につき			

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位			
種類	項目									
A6	1111 通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 1,798 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	59 単位	1,798	1月につき		
A6	1112 通所型独自サービス11日割						59	1日につき		
A6	1121 通所型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2 3,621 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	119 単位	3,621	1月につき		
A6	1122 通所型独自サービス12日割						119	1日につき		
A6	1113 通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで			436 単位	436	1回につき		
A6	1123 通所型独自サービス22						447	1回につき		
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき		
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割						日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2			36 単位減算	-36	1月につき		
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割						日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1			4 単位減算	-4	1回につき		
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22						事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき		
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割						日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2			36 単位減算	-36	1月につき		
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割						日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1			4 単位減算	-4	1回につき		
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算22						事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割						所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数						所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算	-376	1月につき		
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2						事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	1月につき
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算3						ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94	1回につき
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	-47	片道につき		
A6	5010 通所型独自生活上向グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100	1月につき		
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240			
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50 単位加算	50			
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200 単位加算	200			
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)			150 単位加算	150			
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ						(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160	
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480 単位加算	480			
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88			
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2						事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1			72 単位加算	72			
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2						事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1			24 単位加算	24			
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2						事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100 単位加算	100			
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ						(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20	1回につき		
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ						(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40	1月につき		
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 92/1000 加算				
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 90/1000 加算				
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の 80/1000 加算				
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の 64/1000 加算				
A6	6381 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(Ⅴ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)			所定単位数の 81/1000 加算			
A6	6382 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)			所定単位数の 76/1000 加算			
A6	6383 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)			所定単位数の 79/1000 加算			
A6	6384 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)			所定単位数の 74/1000 加算			
A6	6385 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)			所定単位数の 65/1000 加算			
A6	6386 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)			所定単位数の 63/1000 加算			
A6	6387 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)			所定単位数の 56/1000 加算			
A6	6388 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)			所定単位数の 69/1000 加算			
A6	6389 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)			所定単位数の 54/1000 加算			
A6	6390 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)			所定単位数の 45/1000 加算			
A6	6391 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)				所定単位数の 53/1000 加算				
A6	6392 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)				所定単位数の 43/1000 加算				
A6	6393 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)				所定単位数の 44/1000 加算				
A6	6394 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)				所定単位数の 33/1000 加算				
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 12/1000 加算				
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 10/1000 加算				
A6	6114 通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 11/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	442単位	1月につき
AF	4001	介護予防ケアA初回加算	ロ 初回加算		300単位加算	
AF	5001	介護予防ケアA虐待	高齢者虐待防止措置未実施減算		4単位減算 438単位	
AF	5002	介護予防ケアA業務計画	業務継続計画未策定減算		4単位減算 438単位	
AF	5003	介護予防ケアA虐待・業務計画	高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算		8単位減算 434単位	
AF	2112	介護予防ケアマネジメントB	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	442単位	
AF	4002	介護予防ケアB初回加算	ロ 初回加算		300単位加算	
AF	5004	介護予防ケアB虐待	高齢者虐待防止措置未実施減算		4単位減算 438単位	
AF	5005	介護予防ケアB業務計画	業務継続計画未策定減算		4単位減算 438単位	
AF	5006	介護予防ケアB虐待・業務計画	高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算		8単位減算 434単位	
AF	7001	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位加算	

○介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコードの件数(令和6年6月)

サービス種類	サービスコード 件数
A2:訪問型サービス(独自)	54
A6:通所型サービス(独自)	61
AF:介護予防ケアマネジメント	11
	126